

大田市告示第161号

大田市要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業費補助金交付要綱（令和3年大田市告示第132号の5）の一部を次のように改正する。

令和3年7月9日

大田市長 楫野弘和

第2条第6号中「診断」を「改修等」に改める。

第3条中「市税」を「市税等」に改める。

第4条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 建替えについては、地震に対して安全な構造となること。

第5条第2項中「3分の2」を「15分の11」に改める。

第6条第1号を次のように改める。

(1) 改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であること
の確認書の写し

第6条中第13号を第14号とし、第8号から第12号までを1号ずつ
繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けたことを証する書類
第19条第2項中「要領」を「要綱」に改め、「耐震診断」を削る。

第20条中「耐震診断」を「耐震改修等」に改め、「診断者」を「工事
施工者」に改める。

様式第1号別紙1中「

項目	事業費	補助 基本額 (A)	交付申請額 ($B = A \times 2/3$)	交付申請額 (C)
----	-----	------------------	---------------------------------	--------------

」を「

項目	事業費	補助 基本額 (A)	交付申請限度額 ($B = A \times 11/15$)	交付申請額 (C)
----	-----	------------------	-------------------------------------	--------------

」に改め、同様式別紙2中「

(1) 現況写真（補助対象建築物、周囲の状況がわかるもの）

(2) 附近見取図

- (3) 現況配置図及び現況平面図（補助対象建築物について、建築確認年月日、面積及び補助対象部分を明示すること）
- (4) 建築物の高さと緊急輸送道路からの距離の関係及び道路幅員が確認できる図面（現況立面図、現況断面図）
- (5) 補助対象部分が昭和56年5月31日以前に建築確認を受けたことを証する書類
- (6) 昭和56年6月1日以降の増改築の状況を証する書類
- (7) 当該建築物の所有者であることを証する書面（登記事項証明書等）
- (8) 当該建築物の所有権を有する者全員の同意を得たことを証する書面（申請者が区分所有者の代表者である場合は、代表者であることが確認できる書類及び耐震改修の実施に係る総会の議決書並びに管理規約の写し等）
- (9) 事業費の根拠となる書類（見積書、積算書等）
- (10) 市税等の滞納がない旨を証明する書類
- (11) その他市長が必要と認める書類

」を「

- (1) 改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書の写し
- (2) 耐震診断結果表（現状及び耐震改修後のIs値等が確認できるもの）
- (3) 耐震改修計画の判断等の内容を証する書類の写し又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく確認済証の写し
- (4) 現況写真（補助対象建築物、周囲の状況がわかるもの）
- (5) 附近見取図
- (6) 現況配置図及び現況平面図（補助対象建築物について、建築確認年月日、面積及び補助対象部分を明示すること）
- (7) 建築物の高さと緊急輸送道路からの距離の関係及び道路幅員が確認できる図面（現況立面図、現況断面図）
- (8) 補助対象部分が昭和56年5月31日以前に建築確認を受けたことを証する書類
- (9) 昭和56年6月1日以降の増改築の状況を証する書類
- (10) 当該建築物の所有者であることを証する書面（登記事項証明書等）
- (11) 当該建築物の所有権を有する者全員の同意を得たことを証する書面

(申請者が区分所有者の代表者である場合は、代表者であることが確認できる書類及び耐震改修の実施に係る総会の議決書並びに管理規約の写し等)

(12) 事業費の根拠となる書類（見積書、積算書等）

(13) 市税等の滞納がない旨を証明する書類

(14) その他市長が必要と認める書類

」に改める。

附 則

この告示は、令和3年7月9日から施行する。